

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年4月3日時点

佐 渡 市

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「3つの密」を避ける対策をとります。

※「3つの密」とは

- i 換気の悪い密閉空間
- ii 多数が集まる密集場所
- iii 間近で会話や発声をする密接場所

をいいます。

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、4月30日(木)までの間、中止又は延期する。

2 窓口カウンターの消毒等について (担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について (担当課：総務課 電話 0259-63-3111)

- ・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応する。
- ・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。
- ・島外への出張は、必要最小限に留める。

4 小・中学校について (担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351)

① 学校の再開について

4月6日(月)から令和2年度の教育活動を開始する。

② 新任式、始業式、入学式について

(1) 新任式、始業式

- ・教室等に分散して放送で実施、体育館で間隔をあけて実施、式全体をできるだけ短縮して実施など、専門家会議で示されている「3つの密」が重ならないよう配慮して行う。

(2) 入学式

- ・参加者を入学生、入学生保護者、教職員とし、在校生及び来賓の参加はしない。
- ・小中連携校の在校生の出席についても、卒業式と同様の対応とする。
- ・時間を短縮できるように内容や方法を工夫して実施する。

- ・すでに案内を出している来賓については、確実に連絡する。

③ 中学校の部活動について

- ・ 4月1日以降、校内での活動の再開を認める。
- ・ 専門家会議で示されている「3つの密」が重ならないよう、内容や方法を工夫して実施する。

④ 前年度未履修の学習内容への対応

- ・ 今年度中に、学年ごとの未履修教科及び学習内容、履修のための必要時数等を明らかにし、新年度の具体的な対応策をまとめておく。
- ・ 長期休業期間の短縮など全市的な対応が必要ということになった場合は、改めて教育委員会と校長会で検討する。

5 放課後児童クラブ（学童保育）について

（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- ・ 4月6日（月）から通常の開館とする。

6 公立保育園及び幼稚園について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- ・ 通常どおり開所する。

7 病後児保育について（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

通常どおり実施する。

8 地域子育て支援センターについて（担当課：子ども若者課 電話0259-63-3126）

- ・ 4月6日（月）から再開する。

9 公の施設の休館について（担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125）

(1) 公の施設については、体育館やホール等を除き開館する。

(2) 体育館やホール等については、4月30日（木）まで休館する。